

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構物品購入等に係る取引停止等の取扱細則

平成19年10月15日

細則第1号

最終改正 令和3年3月23日

## (目的)

第1条 この細則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約規則（平成16年規則第70号。）第49条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この細則において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

## (取引停止の措置)

第3条 機構長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの細則の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

## (取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 機構長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 機構長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相

手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 機構長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 機構長は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 機構長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、別紙様式の「取引停止措置（解除）通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(取引停止措置等の公表)

第7条 機構長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、機構ウェブサイト上で公表するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第8条 機構長は、取引停止の期間中の業者が機構の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第9条 機構長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成19年10月15日から施行する。

附 則（平成22年3月11日）

この細則は、平成22年3月11日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月9日）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

(元号) 年 月 日

取引停止措置（解除）通知書

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
機構長

下記理由により貴社（殿）を取引停止（解除）しましたので、通知します。

記

1. 取引停止の期間

2. 取引停止措置（解除）の理由

別 表

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が機構の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が他の独立行政法人及び官公庁等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 機構との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>

<p>(談合等)</p> <p>5 代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>6 業者である個人若しくは業者の役員又は業者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>7 業者である個人又は業者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>8 業者である個人又は業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣言され、購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>11 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由があると認められるとき。</p>	<p>必要があると認められる期間</p>